

# ケアセンターやごろう苑 介護老人保健施設 運営規程

## （施設の目的）

第1条 医療法人愛誠会が開設するケアセンターやごろう苑（以下「施設」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の従業者が、要介護者に対し、適切な介護老人保健施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

## （運営の方針）

第2条 施設は、病院で急性期の治療を受けた後、または居宅で身体の機能低下がみられる方等に対し、施設サービスに基づいて、医学的管理の下で看護・介護及び機能訓練、その他必要な医療・介護サービスを提供し、家庭復帰を目指すサービスを行うものとする。

### （1）基本理念

私達は利用者様に安心して頂き、「自らも受けたい、家族にも受けさせたい介護」を追求します。

### （2）運営方針

- ・介護、福祉、保健の連携を推進し、私達にできる最善のサービスを提供します。
- ・私達は、介護を担うものとして、更なる成長を目指します。
- ・私達は、介護の質を高めるため、健全経営を続けます。
- ・私達は、法令を遵守します。

### （3）ケアセンターやごろう苑が大切にしているもの

- ① 人間としての尊重
- ② 自己決定の尊重（納得づく）
- ③ 潤いのある住空間と療養環境
- ④ 個性的（自由）な余暇と、選択肢の豊富さ
- ⑤ 利用者（親族等）とスタッフの生きがいと楽しさ
- ⑥ 利用者（親族等）とスタッフの心の絆
- ⑦ 権利としての福祉（利用者の誇り）
- ⑧ 利用者と地域の世代を越えた交流

## （施設の名称等）

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 ケアセンター やごろう苑

（2）所在地 曾於市大隅町岩川5515番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職 種	員 数	主 な 職 務 内 容
管 理 者	1 名	施設従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う
医 師	1 名	利用者の定期的な健康管理及び治療、急変時の応急処置等を行う
薬 剤 師	0.3名	適切な医薬品管理のもとに、調剤、服薬指導、副作用などの医薬品情報提供、薬事相談等を行う
看 護 職 員	7 名以上	利用者の健康管理、診療の補助（治療・処置・与薬）や入浴、食事、排泄等の援助を行う
介 護 職 員	1 6 名以上	入浴・食事・排泄等の援助や、離床・着替え・整容その他日常生活上の援助を行う。又、レクリエーション、カルチャー教室の計画立案及び運営等を行う
支 援 相 談 員	1 名以上	利用者の心身の状況、病状、家庭環境等の把握に努め利用者及び親族等の相談、援助を行う。地域・福祉・行政との連携及びボランティア指導を行う
介護支援専門員	1 名以上	施設サービス計画の作成、実施状況把握、解決すべき課題の把握をし、適切なサービス提供を行う
理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士	2 名以上	利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行う
管理栄養士又は栄養士	1 名以上	献立作成、嗜好調査、栄養指導等を行う
そ の 他 従 業 者	5 名以上	食事サービスのための調理・盛付・洗浄、保険請求・会計業務・一般事務管理、施設管理を行う

(入所定員)

第5条 当該施設の入所定員は68名とする。

(施設サービスの内容)

第6条 利用者に対する施設サービスの内容は次の通りとする。

- (1) 健康管理、栄養管理及び医療サービス
- (2) 心身の機能維持回復、リハビリテーション
- (3) 入浴・食事・排泄等の援助
- (4) 離床・着替え・整容その他日常生活上の援助
- (5) 入所者及び親族等への相談、助言、援助
- (6) レクリエーション、カルチャー他、教養・娯楽等の生活サービス

(利用料その他費用の額)

第7条 指定施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、食事の提供に要する費用、居住に要する費用、その他の日常生活に要する費用を除いた額に割合（保険者が発行する介護保険負担証に記された）を乗じた額と食事の標準負担額の合計額とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

(1) 食費・おやつ ……食費の基準費用額に準ずる

(2) 日用品・教養娯楽費 ……120円／日額（別途消費税）

(3) 居住費 ……550円／日額

(4) 電気料（持ち込み） ……30円／日額（別途消費税）

(5) その他日常生活において利用者の選択によって使用される費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用 …… 実費

2 施設は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め利用者又は親族等に対し十分な説明を行い、同意を得るものとする。

(施設利用に当たっての留意事項)

第8条 施設のサービスを利用するに当たっては、次のことに留意する。

- ① 家族面談への出席
- ② 利用者同志お互いを尊重し、不和のないよう心掛ける
- ③ 施設内の清潔保持や節電、節水への協力
- ④ 私物への記名、防犯への協力
- ⑤ 従業者等への金品等の心付けの禁止

その他、詳しくは別紙利用案内において、施設利用の心得等を明記する。

(非常災害対策)

第9条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。詳しくは、別途防災規程において定める。

(身体拘束の禁止)

第10条 施設はサービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行わないものとする。

(秘密保持)

- 第11条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその親族等の秘密の保持を厳守する。  
又、従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその親族等の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 2 事業所は介護サービス提供のため、利用者の個人情報をサービス担当者会議等で用いる場合は予め文書により了解を得るものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第12条 施設は、安全かつ適切に、質の高い介護保険施設サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、事故を防止するための体制を整備する。
- 2 施設は、利用者に対する介護保険施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の親族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。又、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 3 施設は、事故が生じた際にはその状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 4 施設は、利用者の病状の急変等に備え、協力病院を定めるものとし、施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(個人情報の保護)

- 第13条 利用者の個人情報を含むサービス計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドンス等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。
- 2 個人情報の取扱いに関する利用者からの苦情については、苦情処理体制に基づき適切かつ迅速に対応するものとする。

(記録の整備)

- 第14条 施設は、利用者に対する介護保険施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- (1) 施設サービス計画
  - (2) 居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録
  - (3) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (4) 身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (5) 市町村への通知に係る記録
  - (6) 苦情の内容等の記録
  - (7) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
  - (8) 介護報酬算定に係る記録

(苦情処理)

- 第15条 施設は、利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査実施、改善措置、利用者及び親族等に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずる。
- 2 利用者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するものとする。
  - 3 指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い市町村及び国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(虐待防止の措置に関する事項)

- 第16条 施設は、利用者の人権擁護・虐待防止のため、次の措置を講ずる。
- ① 成年後見制度の利用支援
  - ② 虐待防止検討委員会を設置し、定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - ③ 虐待防止のための指針を整備する。
  - ④ 従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的開催するために研修計画を定める。
  - ⑤ 虐待の防止のための措置を適切に実施するために担当者を定める。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村へ報告するとともに、再発防止策を講じる。

(その他施設運営に関する重要事項)

- 第17条 施設は、事業を提供するのに必要な設備、備品等の衛生管理に留意する。
- 2 施設は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料等の重要事項を掲示する。
  - 3 施設は、従業者等の質的向上を図るために、研修の機会を定期的確保し、又業務体制を整備する。
  - 4 施設は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努め、地域のコミュニティーセンターとしての役割を担う。
  - 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- この規程の改正は、平成13年1月1日から施行する。
- この規程の改正は、平成13年2月20日から施行する。
- この規程の改正は、平成13年7月1日から施行する。
- この規程の改正は、平成15年4月1日から施行する。
- この規程の改正は、平成17年10月1日から施行する。

この規程の改正は、平成19年12月17日から施行する。

この規程の改正は、平成20年3月1日から施行する。

この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。

この規程の改正は、平成25年6月1日から施行する。

この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。

この規程の改正は、平成27年4月1日から実施する。

この規程の改正は、平成27年8月1日から実施する。

この規程の改正は、平成29年4月1日から実施する。

この規程の改正は、令和元年10月1日から実施する。

この規程の改正は、令和2年4月1日から実施する。

この規程の改正は、令和4年10月1日から実施する。

この規程の改正は、令和5年10月1日から実施する。

この規程の改正は、令和6年4月1日から実施する。

この規程の改正は、令和7年4月1日から実施する。